(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムに係る改修及び展示設計施工業務

プロポーザル実施要項

目次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	募集概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
4	選定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
5	現地説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
6	質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
7	参加申請書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
8	企画提案書等及び見積書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
9	提案書の作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
10	プレゼンテーション実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
11	審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
12	審査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
13	選定結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
14	契約手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
15	注意事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
16	問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6

(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムに係る改修及び展示設計施工業務 企画提案プロポーザル実施要項

1. 目的

南アルプスがユネスコエコパークに登録され、令和6年6月で10周年を迎えるのを契機に、本市は、平成28年に閉校した旧井川小学校を活用して、「(仮称)南アルプスユネスコエコパークミュージアム」を整備する。

これは、将来にわたって南アルプスユネスコエコパークの理念である、自然環境の保全と持続可能な利活用の調和を、より発展させていくために、南アルプスの自然環境と井川地域の歴史と文化を発信、継承する拠点とするためのものである。本業務は、南アルプスの自然環境や井川地域の歴史と文化の発信をとおして、南アルプスの自然環境の保全と持続可能な利活用の調和を生み出す仕組みを創出するため、本施設において改修及び展示の設計施工を行うためのノウハウやアイデアを有する事業者を選定することを目的に、企画提案プロポーザルを実施する。

2. 募集概要

(1) 業務名

(仮称) 南アルプスユネスコエコパークミュージアムに係る改修及び展示設計施工業務

(2) 業務内容

(仮称)南アルプスユネスコエコパークミュージアムに係る改修及び展示設計施工業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務実施場所

旧静岡市立井川小学校(静岡市葵区井川 708 番地の1)

(4) 業務実施期間

契約日から令和7年3月31日まで

ただし、詳細な業務実施期間については、契約締結時に決定する。

(5) 事業者選定方法

公募型プロポーザル

(6) 提案上限額

190,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

企画提案を行うものは、次に掲げる要件を全て満たしている法人その他の団体である(以下「団体」 という。)こと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生

手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (4)暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5)破産法第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税(静岡市に対し納付義務があるもの)を滞納していないこと。
- (7) 平成 25 年以降に、新設又は改修面積 340 ㎡以上の博物館、美術館又は展示物を展示する施設の新設展示またはリニューアルの設計製作を履行した実績を有する者であること。
- (8) 一級建築士の資格を有したものを配置できること。

4. 選定スケジュール

期限等	内容
令和6年3月14日(木)	実施要項等の公表
令和6年3月21日(木)	現地説明会
令和6年3月28日(木)必着	参加申請及び質問締め切り
令和6年4月15日(月)必着	企画提案書の提出期限
令和6年4月18日(木)	事業者審査会(プレゼンテーション)
令和6年4月25日(木)以降	選定結果の通知

5. 現地説明会

(1) 日時

令和6年3月21日(木)10時から12時までもしくは13時30分から15時30分まで

(2) 実施場所

旧静岡市立井川小学校

(3) 申込み先

静岡市環境共生課エコパーク推進係

電子メールアドレス: kankyou-kyousei@city.shizuoka.lg.jp

(4) 申込み方法

現地説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、電子メールで提出する。

(5) 現地説明会申込受付期間

令和6年3月14日(木)から令和6年3月19日(火)17時まで

- (6) その他
 - ① 参加人数は、各団体3名以内とする。
 - ② 現地説明会に参加しない団体もプロポーザルに参加することができる。

6. 質問と回答

本実施要領及び別紙仕様書の内容について、質問が生じた場合は、「質問書」(様式2)により、電子 メールにて受付け、回答する。

この際、その内容が、質問者の提案内容の独自性等に影響しない事項に関しては、参加者全員あてに回答する。

(1) 受付期間

令和6年3月14日(木)から令和6年3月28日(木)17時まで

(2) 提出先

5 (3) と同じ

(3) 提出方法

質問書(様式2)に簡潔にまとめ、電子メール(Wordデータ)で提出する。

(4) 回答

令和6年4月2日(火)17時までに電子メールにより回答する。

7. 参加申請書等の提出

参加意向のある者は、下記のプロポーザル参加申請書等を次のとおり郵送(書留郵便に限る)又は持参によって提出すること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書(様式3)
- ② 商業登記簿謄本(直近3か月以内)
- ③ 平成 25 年以降に、新設又は改修面積 340 ㎡以上の博物館、美術館又は展示物を展示する施設の新設展示またはリニューアルの設計製作を履行した証明書類
- ④ 建設業法第3条に基づく建設業許可証
- ⑤ 配置技術者の資格者証(一級建築士)
- ⑥ 会社概要(様式任意、会社パンフレット可)
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式4)
- ⑧ 納税証明書(直近のもの)

国税:その3の3「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書 市税:静岡市に納税義務がある場合、法人市民税証明書と固定資産税証明書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市環境局環境共生課 エコパーク推進係

(4) 提出方法

郵送(書留郵便に限る)又は持参

(5) 参加申請書等の提出期限

令和6年3月28日(木)17時必着

(6) 受付時間

土日及び祝祭日を除く9時から12時及び13時から17時

8. 企画提案書等及び見積書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(様式5)
 - ② 見積書
 - ③ 業務実施体制
- (2) 提出部数

①のみ6部(正本1部、副本5部)※正本は社名記載あり / 副本は社名記載なしその他については1部

(3) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市環境局環境共生課 エコパーク推進係

(4) 提出方法

郵送(書留郵便に限る)又は持参

- (5) 企画提案書等の提出期限令和6年4月15日(月)17時必着
- (6) 受付時間

土日及び祝祭日を除く 9 時から 12 時及び 13 時から 17 時

9. 提案書の作成要領

(1) 企画提案書等、見積書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。 企画提案書は、1者1提案までとする。

(2) 提案書の記載事項

提出資料	注意事項	提出様式
① 企画提案書(表紙)	・業務名称及び提出日付	様式4
② 業務実施体制	・本業務の実施体制	A3 片面 1 枚まで
	・業務計画書	(横書き、左綴り、
	・責任者及び従事者の類似実績の経験、資格	その他様式任意)
③ 企画提案書(内容)	・コンセプト	A3 片面 20 枚まで
	・展示概要	(横書き、左綴り、
	・展示構成や展示内容、工夫したポイント	その他様式任意)
	・本業務の工程計画	
	・維持管理計画書	
④ 参考見積	・項目ごとの費用を示すこと	任意書式
⑤ 添付資料	・配置技術者の資格を示す書類写し	
	・将来の拡張整備(体育館含め施設全体)を踏ま	任意書式
	えた施設全体の企画提案書及び参考見積書	

- (3) 企画提案書等作成にあたっての留意点
 - ① 提案は、簡潔に記述すること。
 - ② 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等のイメージパースは必ず添付すること。
 - ③ 具体的な設計図、模型(模型写真含む)、透視図等の使用は不要とする。
 - ④ 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮をすること。
 - ⑤ フォントは 10.5pt 以上とする。
 - ⑥ 表紙、目次を付けて通し番号を付すこと。
 - ⑦ 提案書には、提案団体が特定されるような内容を記載しないこと。

10. プレゼンテーション実施概要

参加人数は、各団体6名以内とする。

(1) 実施日時

令和6年4月18日(木)13時から

(2) 場所

静岡市役所静岡庁舎 9階特別会議室(予定)

(3) 時間

1団体につき 30 分以内(説明 20 分、質疑応答 10 分)とする。

- (4) 留意事項
 - ・プレゼン資料は提案書に記載の内容のみ使用すること
 - ・42.5 インチモニター、80 型スクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブルは本市が用意する。なお、映像入力端子は HDMI のみとなるので留意すること。

11. 審査基準

別紙のとおり

12. 審査方法

- (1) 審査を公平かつ公正に評価するため、環境局環境共生課内において、選定委員会(外部委員を含む。)を設置する。
- (2) 上記の審査基準に基づき、企画提案書を採点方式により審査し、総合点が最も高い提案をした事業者を受託者候補者として選定する。
- (3) 最高得点の事業者が2者以上いる場合は、委員の投票により選定し、可否同数のときは委員長の決するところにより選定する。

13. 選定結果通知

選定結果は、令和6年4月25日(木)以降に全ての企画提案者に書面により通知する。

14. 契約手続等

(1) 選定結果の通知後、契約候補者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約

- の締結手続きを行う。なお協議において、提案内容を一部変更することがある。
- (2) 受託候補者との協議が整わなかったときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として協議し、見積合わせを行ったうえで、契約を締結する。

15. 注意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提案書並びに資料を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 参加申請書類を提出後、辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を環境局環境共生課へ令和6年4月15日(月)17時までに提出すること。辞退届を提出した場合においては、これを理由として、以後、何ら不利益な取扱いを受けることはない。
- (5) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
- (6) 提出書類については、返却しない。
- (7) 提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、プロポーザルにより委託契約を締結した事業者の提出書類はこの限りではない。
- (8) 受託者の製作物の著作権(本業務を通じて制作したデータ、イラスト、文章、写真等の全てを含む。)は委託者に帰属し、委託者のホームページや印刷物などに二次利用する場合がある。
- (9) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は無償とする。
- (10) この要項に定めることのほか、必要な事項が生じた場合には、静岡市環境局環境共生課と協議の上、これを定める。

16. 問い合わせ

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所静岡庁舎新館13階)

静岡市 環境局 環境共生課 エコパーク推進係

電 話 054-221-1357

メール kankyou-kyousei@city.shizuoka.lg.jp

(別表1)

評価基準【1,000点満点】

#	(1)32(1)		□ 四本中【1,000 流過流】		
10点 10	評価項目		評価ポイント		配点
##				10点	60点
全体配置・機能				5 点	為0点
お日外国人旅行者の受入れへの対策がされているか。 5点 30点 25点 25点 30点 25点 25ん			SDG s を意識した持続可能な展示・運営が期待できるか。	5点	30点
建物の柱といったハード面に対し、市産材を活用したり、カーボンニュートラルを意識した住様になっているか。		全体配置・機能	バリアフリーに配慮するなど、ユニバーサル対応がされているか。	5点	30点
満した仕様になっているか。 5点 30点 20点			訪日外国人旅行者の受入れへの対策がされているか。	5点	30点
# 2					30点
 企画内容の評価 (審査委員による評価) [150点×6名] (審査委員による評価) [150点×6名] (審査委員による評価) [150点×6名] (事力ルプスの自然環境や井川地域の歴史・文化など、丁寧な解説を含んだ展示と合わせ、教食金業しむことができる工夫がまれているか。 展示手法などのソフト面に対し、南アルプスや井川地域の特色・地域資源を取り込み、それが活かされる工夫があるか。 工夫・独創性 ※3 アイプア・創意 正夫・独創性 ※3 展示の仕方や導線にストーリー性があり、来館者に深い印象を残せる工夫がされているか。 企画提案に、来館者が南アルプスの保全に向けた活動を喚起するような展示の工夫・15点 90点 30点 60歳 60歳 60歳 60歳 60歳 60歳 60歳 60歳 60歳 60歳			か。(来館者が展示に触れる、食事をするなどの「動的な体験」ができる工夫が盛り	15点	90点
15点×6名 南アルブスの自然環境や井川地域の歴史・文化など、丁寧な解説を含んだ展示と合か せ、飲食を楽しむことができる工夫がされているか。 15点 90点	企画内容の評価		か。(来館者がプロジェクションマッピングやVRといった映像などによる「静的な体」		90点
30点 15点 90点 15点 15a 15				15点	90点
15点 90点 25点 25A 25点 25A 25		工夫・独創性		15点	90点
企画提案に、来館者が南アルブスの保全に向けた活動を喚起するような展示の工夫・				15点	90点
おりでは、				15点	90点
#総続性や発展性を取り入れた提案など、リビーター獲得に向けた工夫がされている 5点 30点 か。		的確性	危機管理体制を整備するなど、利用者の安全を確保するための対策は十分か。	5点	30点
地域等との連携			保守管理が無理なくできるなど、運営面への配慮がされているか。	5 点	30点
地域等との連携 地域経済への貢献に配慮がされているか。				5 点	30点
業務実施体制等の評価 (事務局による評価) 【100点】 業務実施 構物・企画提案書に妥当性・現実性があるか。(企画提案について、業務を実施するにあたり、適切な体制がとれるものとなっているか。) 本業務を遂行するにあたり、必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。(業務担当者の経歴など) 本業務に類似する施設の内装・展示設計業務を受託し、業務を完了した実績があるか。 提示金額 詳細見積の内容は妥当か。(事業計画に対する収支予算は適切か。) ・ 25点 小計 - 100点		地域等との連携		10点	60点
実施するにあたり、適切な体制がとれるものとなっているか。) 25点 実施するにあたり、適切な体制がとれるものとなっているか。) 本業務を遂行するにあたり、必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。			小計	150点	900点
業務実施体制等の評価 (事務局による評価) 【100点】 本業務を遂行するにあたり、必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。 (業務担当者の経歴など) - 25点 大計 - - 25点 大計 - - - 大計 - - - 100点 - - -		業務実施体制		-	25点
(事務局による評価) 本業務に類似する施設の内装・展示設計業務を受託し、業務を完了した実績がある - 25点 か。	業務実施体制等の評価			-	25点
小計 - 100点	(事務局による評価)	業務実績		-	25点
		提示金額	詳細見積の内容は妥当か。(事業計画に対する収支予算は適切か。)	-	25点
合計 1,000			小計	-	100点
			合計		1,000点

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受 託候補者とする。
- 2 評価点の満点は 1,000 点とする。(審査委員 1 人あたりの点数 150 点×審査委員 6 人、事務局による審査の点数 100 点)
- 3 評価の際には審査項目毎に、以下に示すとおり評価を行う。

評価参考	劣っている	やや劣っている	標準的	やや優れている	優れている
5 点配点	1	2	3	4	5
10 点配点	2	4	6	8	10
15 点配点	3	6	9	12	15
25 点配点	5	10	15	20	25

- 4 各審査委員の採点と、事務局による採点の合計点 650 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 5 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1)「理解度」の点数(※1)が高い者を上位とする。
 - (2)(1)も同点の場合は、「空間演出」の点数(※2)が高い者を上位とする。
 - (3)(2)も同点の場合は、「アイデア・創意工夫・独創性」の点数(※3)が高い者を上位とする。
 - (4)(3)も同点の場合は、審査委員長の判断により順位を決定する。